

特定健診受診勧奨及び国保料（税）納付意識喚起PR用
フルアニメーション等動画制作業務委託仕様書

令和8年2月24日

三重県国民健康保険団体連合会

内容

1	業務の概要	3
1.1	委託業務名	3
1.2	委託期間	3
1.3	目的	3
2	業務内容	3
3	報告書及び成果物の提出	4
3.1	報告書の提出	4
3.2	記録媒体の提出	4
3.3	成果物	4
4	その他	5
4.1	守秘義務	5
4.2	業務遂行	5
4.3	再委託	5
4.4	権利関係	5
4.5	損害賠償	7
4.6	検収	7
4.7	契約不適合責任	7
4.8	留意事項	7
5	問い合わせ先	8

1 業務の概要

1.1 委託業務名

特定健診受診勧奨及び国保料（税）納付意識喚起PR用フルアニメーション等
動画制作業務

1.2 委託期間

契約締結の日から令和8年5月29日まで

1.3 目的

特定健診受診勧奨及び国保料（税）納付意識喚起PRを行うために動画を制作し、TVCMや動画サイト、各種SNS（YouTube、Instagram等）等において啓発CMを配信することで意識改革や行動の変化を促すものとする。

2 業務内容

本業務の目的を達するため、最適な動画コンセプトを設定の上、以下の内容が効果的に伝わるフルアニメーション等動画を制作する。

本業務では、目的を達成するため、以下の内容を盛り込んだアニメーション動画を制作するものとする。

(1) 動画構成は、次に掲げる事項について、視聴者が理解しやすく、行動につながる内容とする。

①特定健診受診勧奨に関する内容

- ・特定健診は40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病のリスクを早期に把握することを目的としていること。
- ・生活習慣病は自覚症状が現れにくく、気づかないうちに進行するおそれがあることから、特定健診を受診することで、糖尿病・高血圧・脂質異常症等のリスクを早期に確認でき、重症化予防・生活習慣の改善につながること

②国保料（税）納付意識喚起に関する内容

- ・国民健康保険料（税）は、国民健康保険の被保険者が安心して医療を受けるための重要な財源であり、医療費の給付や制度の安定的な運営に不可欠であること。
- ・国保加入者の納付によって制度が成り立っていることを明確に示すこと。
- ・納付が遅れた場合は督促手数料や延滞金が発生するほか、滞納が続くと保険証の交付が制限される等、生活に影響が生じる可能性があること。

- (2) アニメーション等動画の尺は、15 秒で上記2テーマ各1本を制作する。
- (3) アニメーション等動画は、TVCMや動画サイト、各種SNS、三重県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という。）のホームページ上での公開等とする。制作した動画は、TVCMや動画サイト、各種SNS等で再生可能なサイズ及びファイル形式のもの、及びプレイヤーによる再生可能形式で納品する。
- (4) より多くの視聴に結び付けるため、没入感のある動画構成、特に最初の5秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行う。
- (5) アニメーション等動画の制作にあたっては、事前に絵コンテ等を用いて、構成イメージ等を本会と協議のうえ決定してから実施する。
- (6) 制作するアニメーション等動画については、イラスト、CG等の形式を問わないが、写真やスライドをつなげるのみは不可とする。また、内容にあわせてナレーションやBGM、効果音を追加するとともに、必要に応じて字幕をつける。
- (7) アニメーション等動画の制作にあたっては、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行う。
- (8) BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにする。
- (9) 制作するアニメーション等動画はフルHD以上の解像度とし、複数年使用可能なものとする。
- (10) 動画の完成までに、本会による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。また、それぞれの動画について、動作確認を2回以上行う。

3 報告書及び成果物の提出

3.1 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに業務実績に係る報告書2部を提出する。報告書は、動画制作の内容や制作した動画の内容等を記載する。

3.2 記録媒体の提出

制作したアニメーション等動画をTVCMや動画サイト、各種SNS等で再生可能なサイズ及びファイル形式で電子媒体に記録して納品する。その際、サムネイル画像も制作して納品する。加えて、プレイヤーによる再生可能形式にてDVDに記録して納品する。

3.3 成果物

- (1) TVCMや動画サイト、各種SNS用動画データ一式（サムネイル画像含む）
- (2) プレイヤーによる再生用DVD2枚
- (3) 成果物にはそれぞれタイトル等を印字する。

①納品期限

令和8年5月29日（金）

②納品場所

三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内
三重県国民健康保険団体連合会 企画総務課企画調査係

4 その他

4.1 守秘義務

受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

4.2 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は本会と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

また、本会の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

4.3 再委託

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委任、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本会の承認を得た場合はこの限りではない。しかし、この場合においても、業務の主たる部分を第三者に委任、または請け負わせてはならない。

4.4 権利関係

- (1) 本業務により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、本会に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、本会が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。
- (2) 成果物のうち新規に発生した著作物にかかるすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果物のうち本会又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引渡しをもって本会に譲渡されるものとする。
- (3) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果物等の引渡し時点までに当該著作権を取得

したうえ、本会に譲渡するものとする。

- (4) 成果物等のうち、上記(2)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、本会が成果物等を自ら利用するために必要な範囲において本会及び本会が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- (5) 成果物等のうち、上記(2)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、本会が成果物を利用するために必要な範囲において本会及び本会が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (6) 本会は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (7) 受託者は、上記(2)又は(3)に基づき本会に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- (8) 前項の著作者人格権の不行使は、本会が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 受託者が受託者の営業のために成果物等を利用し、又は改変する場合は、書面により本会に届けるものとし、本会は本会の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- (11) 本会に引き渡された成果物等の全部又は一部につき、本会が当該成果物等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして本会に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、本会から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は本会に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、本会は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- (12) 前項において成果物の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、本会・受託者協議のうえ、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - ① 成果物を侵害のないものに改変すること。
 - ② 本会が成果物を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得

ること。

(13) 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

4.5 損害賠償

本業務の実施にあたり、本会または第三者に与えた損害等は、その原因が専ら本会の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

4.6 検収

各納品物は、契約完了日までの適切な時期に納品することとし、すべての納品物の検査をもって検収とする。

4.7 契約不適合責任

- (1) 受託者は、本会に対して提供したサービスまたは納品物の不適合について、提供から1年間、担保の責を負わなければならない。
- (2) 受託者は、本納品物の不適合が受託者の故意または重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、本会が不適合を知ったときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- (3) 本会は、前項の期間において、不適合のあるサービスまたは納品物について、受託者に相当の期間を定めて、その不適合の補修を請求することができる。
- (4) 本会は、受託者が提供したサービスまたは納品物の不適合のために、契約した目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

4.8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、本会と常時連絡が取ることができる体制とする。
- (2) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努める。
- (3) 業務実施による成果物は、すべて委託者の権利に属するものとする。
- (4) 業務実施にあたっては、企画提案コンペで提案を行った取組事項をもとに業務の内容・詳細を本会と協議のうえ決定し、実施する。
- (5) 仕様書に記載のない事項は、本会と協議のうえ決定し実施する。
- (6) 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度本会と協議のうえ対応する。
- (7) 動画制作に係る編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、各種データ費等）は、すべて当初の契約金額に含む。

- (8) 成果物や本業務の過程で作成する書類は、PowerPoint・Word・Excel形式など、本会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。
- (9) 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、本会の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行う。
- (10) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (11) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ・断固として不当介入を拒否すること。
 - ・警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ・本会に報告すること。
 - ・業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本会と協議を行うこと。
- (12) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

5 問い合わせ先

〒514-8553 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内

三重県国民健康保険団体連合会

企画総務課 企画調査係 担当 近藤

電話：059-228-9157

Email：m-kokuho@kokuhoren-mie.or.jp